

社会福祉法人いちょうの里

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人いちょうの里（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

- 2 評議員が、評議員会の委託を受け評議員会出席以外の特別な業務を行う場合は、定款第8条に基づいて報酬を支給することができる。
- 3 理事長は、評議員会での承認のもとに月額150,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。ただし、施設職員が理事長を兼務する場合は、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、評議員会あるいは理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、別表1から3の費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合はこれを支給しない。また、第2条第2項あるいは第2条第3項により報酬を支給する場合、日当は支給しない。

第4条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

社会福祉法人いちょうの里役員及び評議員の報酬・旅費に関する規程は、平成29年3月31日をもって廃止し、本規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表2 宿泊費

片道100キロメートル以上又は片道2時間以上を要する出張により宿泊した場合には、宿泊費として実費分を支払う。ただし、1泊当たり上限10,000円を原則とする。

別表3 日当

法人業務を実施した場合、日当 10,000 円を支給する。